

大分県技能検定受検支援事業実施要領

1 目的

この事業は、機械保全技能検定受検料を支援し、技能習得への意欲向上及び県内のものづくり分野の人材確保・育成推進することを目的とする。

2 事業の内容

23歳未満の在校生が、機械保全技能検定の2級又は3級の実技試験を受検するための手数料の一部を支援する。

3 事業の実施

- (1) 高等学校に在学する者又は未成年者が事業を実施する場合、大分県技能検定受検支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の申請は保護者等によるものとする。
- (2) 機械保全技能検定試験の受検票の写しとは、控え用と提出用を含めたものとする。
- (3) 県立高等学校又は県立職業能力開発施設に在学する者については、大分県技能検定受検支援事業費補助金交付要綱第5条第3項は適用しないものとする。

(附 則)

この実施要領は、令和4年度の予算に係る大分県技能検定受検支援事業費補助金から適用する。

この実施要領は、令和6年度の予算に係る大分県技能検定受検支援事業費補助金から適用する。